

平成25年度「児童福祉週間」実施要領

1 名称

平成25年度「児童福祉週間」

2 趣旨

子どもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝である子どもたちに対する国民全体の願いであり、すべての子どもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって、未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていけるような環境・社会を作っていくことが重要である。

このため、政府では、「子ども・子育てビジョン」に基づき、すべての子どもと子育てを大切にす取組を進めている。

また、こうした社会づくりを大人任せにするのではなく、どのような社会が理想なのか、子どもたち一人ひとりがそれぞれの意志で新しい未来を築いていこうとする取組を進めていくこと、そして、それを応援する環境を整備していくことも、求められている。

こうした中、昭和22年から、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間（5月5日～11日）」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事を行っているところであるが、平成25年度においても引き続き、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図るものとする。

3 標語

君がいる ただそれだけで うれしいよ

平成25年度「児童福祉週間」の標語として、全国公募により選定された多賀 葵(たが あおい)さん（東京都 12歳）の作品

4 期間

平成25年5月5日（日）から5月11日（土）までの1週間。

ただし、地域の実情による期間の延長等（5月末日までに限る）は差し支えない。

5 主唱

厚生労働省、（社福）全国社会福祉協議会、（財）こども未来財団

6 協力

(1) 関係省庁等

内閣府、警察庁、総務省、法務省、最高検察庁、外務省、財務省、
文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、
最高裁判所、国立国会図書館国際子ども図書館

(2) 地方公共団体

(3) 関係団体等（別紙）

7 運動項目

次の内容を中心に、運動を展開する。

(1) 児童福祉の理念の普及

少子化の進行や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待の増加、子どもが犯罪に巻き込まれるなど、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している。こうした状況を踏まえ、次世代を担う子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが、極めて重要な国民的課題であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努める。

このため、行政のみならず、企業や地域社会と連携し、仕事と生活の調和の実現も含め、社会全体による子育て家庭の支援について、新聞・マスコミ、民間団体、企業等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進する。

(2) 家庭における親子のふれあい促進

子ども自身の不安や悩み、子どもの夢、将来の希望等について、家族で話し合う等親子がふれあう機会を設けるよう啓発するとともに、これらの機会及び情報の提供に努める。

また、「食」を通して親子がふれあう機会を設けるよう啓発する。

(3) 地域における児童健全育成活動の促進

児童館などを利用して子どもに遊びを提供し、子どもが異年齢集団の中で遊んだり、自然の体験学習や社会参加活動を通じて子どもの心の成長や適応力のはぐくみに努めるとともに、これらを支援するボランティアや地域組織の活動を促進する。

さらに、青少年の非行・いじめ・自殺の問題や、ひきこもりなどが深刻化していることから、地域での中・高校生等の居場所づくりを促進する。

(4) 児童虐待への適切な対応

国・地方自治体・地域の関係機関・住民が力を合わせて、虐待のない社会を目指していく。

また、国民一人ひとりが児童虐待について理解を深めるよう、児童虐待

に対する社会的関心の喚起を図る。

(5) 母と子の健康づくりの推進

母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進は、生涯を通じた健康づくりの出発点であるとの認識に立って、妊産婦及び乳幼児の健康診査の受診率の向上や母子保健に関する地域活動の推進に努めるほか、市町村保健センター、母子健康センター等において妊産婦及び乳幼児に関する相談の場を設けるよう努める。

(6) 多様化する保育需要等への対応

女性の就労の増大、就業形態の多様化等に伴う保育需要等の増大・多様化や就業希望者の潜在的な保育ニーズに対応するため、特に都市部を中心とした待機児童の解消や、保育所等における延長保育、休日保育や一時預かり事業等の多様な保育、放課後児童クラブの充実に努める。また、子育ての不安や悩みなどの増加に対し、相談・支援等の活動を通じて地域における子育て支援拠点として保育所等の役割について広報・普及に努める。

(7) 障害のある子ども等に対する理解の促進

心身に障害のある子どもや発達障害児に対する地域住民一人ひとりの理解を促進するとともに、障害のある子ども等があらゆる活動に参加できるように努める。また、障害のある子どもも障害のない子どももお互いにふれあえる機会を促進する。

8 中央における取組の事例

(1) 厚生労働省における取組

- ①子どもたちによる「こいのぼり」の掲揚と、「児童福祉週間」標語募集での最優秀作品受賞者の表彰式

期 日：平成25年4月22日（月）

場 所：厚生労働省正面玄関広場（雨天時、厚生労働省低層棟2階講堂）

内 容：ア 保育所児童と来賓者（大相撲力士等）による「こいのぼり」の掲揚
イ 平成25年度「児童福祉週間」標語の受賞者の表彰式

- ②月刊「厚生労働」における特集記事の掲載

標 題：「平成25年度児童福祉週間の行事について」

内 容：週間中のおもな行事や取組を紹介

(2) 関係省庁における取組

- ①各中央省庁における「こいのぼり」掲揚

4月22日（月）～5月11日（土）までの期間において、内閣官房、人事院、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水

産省、経済産業省、国土交通省、最高裁判所の各庁舎において「こいのぼり（日本鯉のぼり協会より寄贈）」を掲揚する。

②国営公園等への無料入園等の実施

こどもの日における「国営滝野すずらん丘陵公園（北海道札幌市）」、「国営みちのく杜の湖畔公園（宮城県柴田郡川崎町）」、「国営常陸海浜公園（茨城県ひたちなか市）」、「国営武蔵丘陵森林公園（埼玉県比企郡滑川町、熊谷市）」、「国営昭和記念公園（東京都立川市、昭島市）」、「国営アルプスあづみの公園（長野県安曇野市、大町市、北安曇野郡松川村）」、「国営越後丘陵公園（新潟県長岡市）」、「国営明石海峡公園（兵庫県淡路市）」、「国営備北丘陵公園（広島県庄原市）」、「国営讃岐まんのう公園（香川県仲多度郡まんのう町）」、「国営海の中道海浜公園（福岡県福岡市）」、「国営吉野ヶ里歴史公園（佐賀県神埼郡吉野ヶ里町）」、「国営沖縄記念公園（沖縄県国頭郡本部町）」への無料入園（中学生以下）

(3) 関係団体による取組

①平成25年度「児童福祉文化賞」

ア 表彰式

期 日：平成25年5月10日（金）

場 所：厚生労働省内会議室（予定）

主 催：（財）児童健全育成推進財団、（財）こども未来財団

内 容：平成24年度において社会保障審議会から推薦された児童福祉文化財のうち、特に優れた作品等に対して児童福祉文化賞を授与

イ 発表会

期 日：平成25年5月4日（土）

場 所：青山円形劇場（東京都渋谷区神宮前5-53-1 こどもの城）

主 催：（財）児童健全育成推進財団、（財）こども未来財団

内 容：児童福祉文化賞推薦作品の公演

②児童福祉施設関係者による「こいのぼり」の掲揚式

期 日：平成25年4月22日（月）

場 所：新霞が関ビル正面玄関前

主 催：（社福）全国社会福祉協議会

内 容：ア 「児童福祉週間」標語の発表

イ 「こいのぼり」の掲揚

③全国における取組

北海道から沖縄まで、各自治体等による各種の啓発事業及び行事を実施

④こどもの国の取組

ア 「こどもの国春まつり」の開催

期 間：平成25年5月3日（金）～6日（月）
場 所：こどもの国（横浜市青葉区奈良町700）
内 容：(ア)ヒーローショー（5月4日）〈中央広場〉
 (イ)あそびの広場（5月5日）〈中央広場〉
 (ウ)カブトをつくろう（5月3・4・5日）〈中央広場〉
 (エ)自然スタンプビンゴ（5月3・4・5・6日）〈正面広場〉
 (オ)まわしてあそぼう（5月3・4・5・6日）〈中央広場〉
 (カ)大道芸に挑戦しよう（5月3・4・5・6日）〈中央広場〉
 (キ)児童センター工作教室（5月3・4・5・6日）〈児童センター〉
 (ク)わくわく焼き物体験（5月3・4・5・6日）〈児童センター〉

イ こどもの日における無料入園の実施（中学生以下）

ウ 「プレこどもの国春まつり」の開催

期 日：平成25年4月27日（土）～29日（月）
場 所：こどもの国（横浜市青葉区奈良町700）
内 容：(ア)太鼓であそぼう（4月27・28・29日）〈中央広場〉
 (イ)動物マスカラをつくろう（4月27・28・29日）〈中央広場〉
 (ウ)市ヶ尾高校バトン部演技（4月28日）〈中央広場〉
 (エ)和太鼓集団「鼓粹」演奏（4月29日）〈中央広場〉
 (オ)児童センター工作教室（4月28・29日）〈児童センター〉

⑤こどもの城の取組

ア 「こどもの城あそびフェスティバル」の開催

期 間：平成25年4月27日（土）～5月6日（月）
場 所：こどもの城（東京都渋谷区神宮前5-53-1）
内 容：(ア)ガドガトスーパーライブ（5月5日～6日）
 (イ)おもちゃ箱シアター（5月3日～6日）
 (ウ)こども歳時記（4月23日～5月6日）

イ こどもの日における無料入館の実施（18歳未満）

(4) 無料入園等を実施する施設

- ①「つくばエキスポセンター（茨城県つくば市）」
こどもの日における入館料半額の実施（高校生以下）
- ②「日本科学未来館（東京都江東区）」
こどもの日における入館無料（常設展のみ）の実施（18歳以下）
- ③「切手の博物館（東京都豊島区）」
5月5日(日)～11日(土)まで入館無料（中学生以下）※6日休館
- ④「JICA地球ひろば（東京都新宿区）」
5月1日(水)～31日(金)における展示会への入館無料の実施
- ⑤「新宿御苑（東京都新宿区）」
こどもの日における入園料無料の実施（中学生以下）

- ⑥「多摩森林科学園（東京都八王子市）」
こどもの日における入園料無料の実施（高校生以下）
- ⑦「横浜市電保存館（神奈川県横浜市）」
5月1日(水)～6日(月)における入館無料の実施（小・中学生）
- ⑧「箱根駒ヶ岳ロープウェイ（神奈川県足柄下郡箱根町）」
こどもの日における運賃無料の実施（小学生以下）
- ⑨「上田電鉄別所線（長野県上田市）」
こどもの日における運賃無料の実施（小学生以下）
- ⑩「伊豆・三津シーパラダイス 内 三津湾内めぐり遊覧船（静岡県沼津市）」
こどもの日における乗船無料の実施（小学生以下）
- ⑪「日本平ロープウェイ（静岡県静岡市）」
こどもの日における運賃無料の実施（小学生以下）
- ⑫「箱根 十国峠ケーブルカー（静岡県田方郡函南町）」
こどもの日における運賃無料の実施（小学生以下）
- ⑬「箱根 芦ノ湖遊覧船（神奈川県足柄下郡箱根町）」
こどもの日における運賃無料の実施（小学生以下）
- ⑭「チャオ御嶽スノーリゾート（岐阜県高山市）」
冬季スキーシーズン5月12日(日)まで小学生以下リフト1日券無料
- ⑮「国立民族学博物館（大阪府吹田市）」
こどもの日における入館無料の実施
- ⑯「六甲ケーブル線（神戸市灘区）」
こどもの日における運賃無料の実施（小学校以下）
- ⑰「琴平海洋博物館（海の科学館）（香川県仲多度郡琴平町）」
こどもの日における入館料半額の実施（高校生以下）
- ⑱「比叡山鉄道株式会社（滋賀県大津市）」
5月5日(日)～11日(土)に、ペーパークラフトを無料配布（小学生以下）

(別紙) 協力団体等一覧 (50音順)

公益財団法人	雨宮児童福祉財団
社会福祉法人	恩賜財団母子愛育会
公益社団法人	ガールスカウト日本連盟
財団法人	切手の博物館
NPO法人	キッズエクスプレス21
公益社団法人	経済同友会
独立行政法人	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
NPO法人	子どもに無煙環境を推進協議会
社会福祉法人	子どもの虐待防止センター
社会福祉法人	こどもの国協会
社会福祉法人	子どもの虹情報研修センター
公益財団法人	SBI子ども希望財団
NPO法人	SIDS家族の会
公益財団法人	さわやか福祉財団
公益財団法人	資生堂社会福祉事業財団
財団法人	児童育成協会
財団法人	児童健全育成推進財団
社会福祉法人	清水基金
公益財団法人	ジョイセフ
社会福祉法人	全国社会福祉協議会 障害関係団体連絡協議会
財団法人	世界少年野球推進財団
NPO法人	全国LD親の会
公益社団法人	全国学校図書館協議会
	全国高等学校長協会
一般社団法人	全国高等学校PTA連合会
	全国国公立幼稚園長会
公益社団法人	全国子ども会連合会
公益財団法人	全国里親会
	全国市議会議長会
一般社団法人	全国肢体不自由児者父母の会連合会
	全国児童家庭支援センター協議会
	全国児童自立支援施設協議会
	全国児童相談所長会
社会福祉法人	全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会
社会福祉法人	全国重症心身障害児(者)を守る会
	全国情緒障害児短期治療施設協議会
	全国自立援助ホーム協議会
公益社団法人	全国私立保育園連盟
社会福祉法人	全国心身障害児福祉財団
	全国地域活動連絡協議会
	全国知事会

	全国町村会
	全国町村議会議長会
	全国特別支援学校長会
	全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会
	全国特別支援教育推進連盟
	全国都道府県議会議長会
社会福祉法人	全国社会福祉協議会 全国乳児福祉協議会
	全国婦人相談員連絡協議会
社会福祉法人	全国社会福祉協議会 全国保育協議会
社会福祉法人	全国社会福祉協議会 全国保育士会
社団法人	全国保育士養成協議会
公益社団法人	全国保育サービス協会
	全国保健師長会
更生保護法人	全国保護司連盟
社会福祉法人	全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会
	全国民生委員児童委員連合会
	全国盲ろう難聴児施設協議会
	全国夜間保育園連盟
公益社団法人	全国幼児教育研究協会
	全国連合小学校長会
	全国労働者共済生活協同組合連合会
	全日本私立幼稚園連合会
公益社団法人	全日本断酒連盟
	全日本中学校長会
社会福祉法人	全日本手をつなぐ育成会
	全たばこ退職者の会
公益財団法人	中央競馬馬主社会福祉財団
社会福祉法人	中央共同募金
公益財団法人	つくば科学万博記念財団
財団法人	鉄道弘済会
公益財団法人	日母おぎや一献金基金
一般社団法人	日本いのちの電話連盟
公益社団法人	日本栄養士会
社団法人	日本海洋少年団連盟
一般社団法人	日本家族計画協会
公益社団法人	日本看護協会
一般社団法人	日本経済団体連合会
一般財団法人	日本口腔保健協会
更生保護法人	日本更生保護協会
	日本更生保護女性連盟
公益社団法人	日本産婦人科医会
社会福祉法人	日本肢体不自由児協会

<p>一般社団法人 公益社団法人 社団法人 公益社団法人 公益社団法人 公益社団法人 公益財団法人 社団法人 社団法人 社会福祉法人 公益社団法人 独立行政法人 公益財団法人 特例財団法人 公益財団法人 財団法人 公益財団法人</p>	<p>日本商工会議所 日本小児科医会 日本小児保健協会 日本女医会 日本重症児福祉協会 日本助産師会 日本青年会議所 日本赤十字社 日本体育協会日本スポーツ少年団 日本発達障害福祉連盟 日本PTA全国協議会 日本BBS連盟 日本ファミリーホーム協議会 日本保育協会 日本ユニセフ協会 福祉医療機構 ボーイスカウト日本連盟 報知社会福祉事業団 母子衛生研究会 母子健康協会 麻薬・覚せい剤乱用防止センター</p>
<p>株式会社 社団法人</p>	<p>京王電鉄株式会社 京成電鉄株式会社 京浜急行電鉄株式会社 ジェイアール東日本企画 西武鉄道株式会社 東京急行電鉄株式会社 東武鉄道株式会社 日本地下鉄協会</p>
<p>株式会社 一般社団法人 株式会社 株式会社 株式会社 一般社団法人 株式会社 株式会社 株式会社</p>	<p>朝日新聞社 NHK 共同通信社 産業経済新聞社 時事通信社 東京新聞 日本経済新聞社 日本民間放送連盟 フジテレビジョン フジテレビKIDS 北海道新聞社</p>

平成25年度「児童福祉週間」実施要領・解説

この解説は、都道府県、市区町村、団体等において、「児童福祉週間」の行事を企画する際の参考資料となるよう作成したものである。

目 次

「児童福祉週間」とは 11

運動項目

第1 児童福祉の理念の普及 12

第2 家庭における親子のふれあい促進 12

第3 地域における児童健全育成活動の促進 13

第4 児童虐待への適切な対応 14

第5 母と子の健康づくりの推進 15

第6 多様化する保育需要等への対応 15

第7 障害のある子ども等に対する理解の促進 16

「児童福祉週間」とは

- (1) 「児童福祉週間」は、国民の間に児童福祉の理念や制度の周知を図り、国民の児童福祉に対する理解と認識を深めることをねらいとして、昭和22年より、毎年、5月5日の「こどもの日」を中心に、全国的に実施されてきたものである。

子どもや家庭を取り巻く環境は少子化の進行や児童虐待の増加、子どもが犯罪に巻き込まれるなど大きく変化していることから、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに安心・安全・安定して生活の営みができる環境づくりを推進していくことは極めて重要な課題となっている。
- (2) 本年度の「児童福祉週間」標語は、「君がいる ただそれだけで うれしいよ」(多賀 葵(たが あおい)さん 東京都 12歳)である。

これは、平成24年9月3日～10月22日まで全国募集を実施し、6,713作品の応募作品の中から選定された作品である。
- (3) 「児童福祉週間」の期間は、本年5月5日(日)から5月11日(土)までの1週間としている。ただし、地域の実情によって期間の延長等(5月末日までに限る)を行うことは差し支えない。
- (4) 「児童福祉週間」は、厚生労働省、(社福)全国社会福祉協議会及び(財)こども未来財団が主唱するものである。
- (5) 関係府省庁、報道機関、児童福祉団体、社会福祉団体、教育文化団体、青少年団体、女性団体等の関係機関・団体のほか、民間企業等の協力を得て実施する。
- (6) 主な運動項目として、7項目を掲げているが、実施に当たっては、それぞれ次のような点に留意することが望まれる。

第1 児童福祉の理念の普及

少子化の進行や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待の増加、子どもが犯罪に巻き込まれるなど、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している。こうした状況を踏まえ、次世代を担う子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが、極めて重要な国民的課題であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努める。このため、行政のみならず、企業や地域社会と連携し、仕事と生活の調和の実現も含め、社会全体による子育て家庭の支援について、新聞・マスコミ、民間団体、企業等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進する。

- (1) 児童福祉の理念は、児童福祉法第1条第1項に「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」とうたわれている。
- (2) 次世代を担う子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを積極的に推進するためには、国民一人ひとりが児童福祉の理念を認識するとともに、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現も含めて、家庭のあり方や男女共同による子育て、あるいは企業や地域社会の果たし得る役割等幅広い問題について考え、意見を交わし、これを行動に移していくことが重要である。
- (3) 「児童福祉週間」の行事の企画に際しては、児童福祉の理念をもとに、その普及を図るとともに、幅広く住民の参加が得られるよう、また、これまで以上に子どもの声も反映させながら、地域社会のニーズや状況に応じた行事を行うことが大切である。
- (4) 児童福祉の理念の普及については、これまでも「児童福祉週間」を契機に広報啓発を行ってきたが、新聞・マスコミ、民間団体、企業等の協力を得て、より一層広報啓発することが必要である。

第2 家庭における親子のふれあい促進

子ども自身の不安や悩み、子どもの夢、将来の希望等について、家族で話し合う等親子がふれあう機会を設けるよう啓発するとともに、これらの機会及び情報の提供に努める。

また、「食」を通して親子がふれあう機会を設けるよう啓発する。

- (1) 家庭で子どもが健全に育つには、子どもが自分のできることは自分で行ったり、父親も子育てに参加するなど家族の中で責任を分担し合い、支え合う家族関係が必要である。

また、学校教育や地域社会など様々な社会とのかかわりの中で子育て

の楽しさを実感し、自らの生命を次世代に伝えはぐくむことや、家庭を築くことの大切さを理解することが必要である。

- (2) 「児童福祉週間」においては、父親の子育て参加を促進するとともに、親子で参加できる行事などを実施することにより、親子がふれあう機会を提供することが必要である。共通の体験を通して親が自らの人生経験や考え方を子どもに伝え、子どもが日頃から感じている不安や悩み、夢、将来の希望について互いに話し合うきっかけとなることが期待される。

また、児童館、保育所、保健センター等で中・高校生が乳幼児と出会い、ふれあう機会を提供し、生命の尊さを実感したり、人への関心や共感を高めるなど、子どもや家庭の大切さについて理解を深めることが必要である。

- (3) 家族そろって一緒に食事をする機会が減少していることから、親子で一緒に料理づくりや食事をするにより、「食」を通して親子がふれあう機会を設けるよう啓発することが必要である。

第3 地域における児童健全育成活動の促進

児童館などを利用して子どもに遊びを提供し、子どもが異年齢集団の中で遊んだり、自然の体験学習や社会参加活動を通じて子どもの心の成長や適応力のはぐくみに努めるとともに、これらを支援するボランティアや地域組織の活動を促進する。

さらに、青少年の非行・いじめ・自殺の問題や、ひきこもりなどが深刻化していることから、地域での中・高校生等の居場所づくりを促進する。

- (1) 少子化が進むことによって、同年代の仲間とかかわる機会が子どもたちから奪われつつある。そして、子どもにとって健全に育ちにくい社会となっている。

- (2) 「児童福祉週間」を契機として、子どもの健全育成が推進されるよう、地域の児童館等が中心となって、子どもの異年齢集団の中における遊びを活性化させるとともに、自然体験の学習や社会参加活動を通じて、子どもの社会性を培うようにすることが望まれる。

さらに、各地の町村・自治会・地域活動連絡協議会（母親クラブ）等の地域組織が、行政、企業、学校等地域の様々な関係機関と連携して、子どもにとって安全な地域づくりや地域での子育て家庭を支援することが期待される。

- (3) 市町村においては、原則としてすべての小学校区で、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進めるため、「放課後子ども教室推進事業」（文部科学省）と「放課後児童健全育成事業」（厚生労働省）

を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策としての「放課後子どもプラン」の推進や、子育て家庭に対する相談、子育てサークルの育成、子どもと他世代との交流等を行う地域子育て支援拠点事業を推進する必要がある。

- (4) ここ数年、青少年の非行の増加やひきこもりなどが深刻化していることから、中・高校生等が地域とかかわり、交流する機会の促進や地域における拠点の確保、居場所づくりの推進をすることが、子どもの健全育成の観点からも重要である。

第4 児童虐待への適切な対応

国・地方自治体・地域の関係機関・住民が力を合わせて、虐待のない社会を目指していく。

また、国民一人ひとりが児童虐待について理解を深めるよう、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図る。

- (1) 虐待により子どもの命が失われるなど、重大な事件が依然として後を絶たない状況であり、虐待問題は社会全体で早急に解決すべき課題である。「発生予防」「早期発見・早期対応」から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要となっている。
- (2) そのため、市町村の子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の役割が重要であり、児童相談所や市町村をはじめ、学校、警察、民生委員・児童委員、主任児童委員、医療関係、地域住民等が緊密に連携・協力していくことが必要である。
- (3) また、厚生労働省では、子どもの虐待を防止するというメッセージが込められたオレンジリボンの普及促進を進めている。多くの国民が児童虐待を自らの問題と考え、社会全体で児童虐待を防止する気運を高めるための取組が「オレンジリボン・キャンペーン」である。キャンペーンでは虐待を受けた子どもの保護・支援対策の充実として、里親委託の推進も呼びかけられている。

地方自治体や関係機関においても、日頃から、職員自らオレンジリボンを身につけたり、研修会や講習会などの場で PR に努めるなど、児童虐待防止に関する社会的関心の喚起をお願いしているところであり、これらの普及啓発の取組についても、自治体、関係機関などが相互に連携していくことが望まれる。

- (4) 「児童福祉週間」においては、国民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的なかかわりをもっていただくための意識啓発を図り、社会全体で児童虐待を防止する気運を高めるとともに、

虐待のない地域社会づくりを目指すものである。

第5 母と子の健康づくりの推進

母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進は、生涯を通じた健康づくりの出発点であるとの認識に立って、妊産婦及び乳幼児の健康診査の受診率の向上や母子保健に関する地域活動の推進に努めるほか、市町村保健センター、母子保健センター等において妊産婦及び乳幼児に関する相談の場を設けるよう努める。

- (1) 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進は、生涯を通じた健康づくりの出発点である。我が国の母子保健の水準は着実に進展し、乳児死亡率は世界最高の水準に達している。しかしながら、一方で、近年、少子化、核家族化、女性の社会進出等により、子どもを生き育てる環境は大きく変化しており、住民の多様なニーズに対応した母子健康対策の一層の推進を図ることが必要となっている。
- (2) こうした観点から、「児童福祉週間」においては、母と子の健康づくりに関する講習会の開催等、妊産婦や乳幼児の健康診査の受診率を一層向上させるための様々なアイデアを凝らした啓発活動を行うとともに、母子保健推進員や愛育班等の協力を得ながら、一日育児相談や集団指導等を行うことにより、地域における母子保健活動の推進に資することが期待される。
- (3) さらに、家庭や地域における子育てに関する知識が伝承されにくくなってきていることから、地域の子育て経験者による育児相談の開催等、「児童福祉週間」中はもとより、引き続き気軽に相談ができる関係づくりの機会となる催しの開催が期待される。

第6 多様化する保育需要等への対応

女性の就労の増大、就業形態の多様化等に伴う保育需要等の増大・多様化や就業希望者の潜在的な保育ニーズに対応するため、特に都市部を中心とした待機児童の解消や、保育所等における延長保育、休日保育や一時預かり事業等の多様な保育、放課後児童クラブの充実に努める。また、子育ての不安や悩みなどの増加に対し、相談・支援等の活動を通じて地域における子育て支援拠点として保育所等の役割について広報・普及に努める。

- (1) 保育については、女性の就労の増大、就業形態の多様化等に伴って保育需要が増大・多様化してきていることや、就労希望者の潜在的な保育ニーズにも対応するため、特に都市部を中心とした待機児童の解消を図るとともに、延長保育、休日保育や一時預かり等を「子ども・子育てビ

- ジョン」に位置づけて着実に推進することとしている。
- (2) 子育て家庭の育児不安等に対応するため、保育所等を活用した地域における母親等に対する相談、仲間づくり、相互交流を行う地域子育て支援拠点事業を実施するなど、全国に2万か所以上ある保育所が地域における子育て支援拠点としての役割を担うようその活動の充実、強化を図っていくことが必要である。
 - (3) さらに、近年の急速な少子化の進行や、家庭・地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、就学前の子どもの多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応できる施設として、平成18年10月に「認定こども園」制度が創設されており、地域の実情に応じてこの制度が十分に活用されることが期待される。
 - (4) 「児童福祉週間」においても、保育所で地域住民が参加する行事の開催など様々な交流事業等を行い、多様な機能を持つ開かれた保育所としてのPRを進め、保育所機能の一層の活性化に資することが望まれる。

第7 障害のある子ども等に対する理解の促進

心身に障害のある子どもや発達障害児に対する地域住民一人ひとりの理解を促進するとともに、障害のある子ども等があらゆる活動に参加できるように努める。また、障害のある子どもも障害のない子どももお互いにふれあえる機会を促進する。

- (1) 国の障害者施策については、平成18年に施行された「障害者自立支援法」において、障害があっても地域で安心して暮らせる社会を構築するため、各種の施策を推進するとともに、児童福祉法において、国、地方自治体等が相互に連携を図りながら児童福祉の向上に努めているところである。
また、発達障害児については、平成17年に施行された「発達障害者支援法」に基づき、発達障害者の自立及び社会参加に資するよう、その生活全般にわたる支援体制の整備を進めているところである。
- (2) こうした観点から、「児童福祉週間」の行事としては、障害のある子ども等が積極的に参加できる機会の提供はもとより、障害のない子どもや地域住民との交流やふれあいを通じて相互の理解を深める契機となることが望まれる。各自治体においては障害児施設をはじめ、地域のさまざまな関係機関・団体等が連携して取り組めるよう広報啓発等をお願いしたい。なお、毎年4月に実施される「世界自閉症啓発デー」の内容等も踏まえた取組も期待される。